

## 恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（案）の概要

### 1. 条例名

恵那市福祉医療費助成に関する条例

### 2. 改正の概要

現在、市では、15歳の年度末までの子どもに対して、入院、外来の医療費の自己負担額を助成しています。今回、子育て世帯への経済的支援のひとつとして、令和4年4月1日より子ども医療の対象年齢を18歳の年度末までとするため、条例の見直しを行います。

### 3.改正の内容

子ども医療の対象となる年齢を、15歳年度末までから18歳年度末までに引き上げます。

### 4. 改正の理由

(1) 子育て世帯に対する経済的支援について、子ども子育て会議からは、他の年代に比べて高校生の年代に対する支援が少ないこと、また、教育費の負担が大きい年代への支援の必要性が指摘されたため。

(2) 対象年齢を18歳の年度末までにすることにより、支援の少ない年代への支援強化となり、早期の医療機関へ受診することで、健康維持につながるため。

### 5. 募集期間

令和4年1月27日（木曜日）～ 2月10日（木曜日）まで

### 6. お問い合わせ

医療福祉部 社会福祉課

電話番号 0573-26-2111

ファクス 0573-25-7294

電子メール [shakaifukushi@city.ena.lg.jp](mailto:shakaifukushi@city.ena.lg.jp)